

2月9日(日)

選挙に行こう！東京都知事選挙

告示日 1月23日(木)

投票日時 2月9日(日)午前7時～午後8時

投票所 市内10か所

開票日時 2月9日(日)午後9時～

開票所 スポーツセンター

羽村市で投票できる方

■ 満20歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方

■ 羽村市の選挙人名簿に登録されている方

次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

①平成6年2月10日までに生まれた方

②平成25年10月22日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方

次に該当する方はご注意ください

都内の市区町村間で転入した方

都内の市区町村間で住所を移し、平成25年10月23日以降に転入届出をした方は、その市区町村間の転入が1回に限り、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票ができます。

その場合、新住所地で発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書」(選挙用住民票など・無料)が必要となります。

平成25年10月23日以降に転入届出をした方

羽村市の選挙人名簿に登録されないで、羽村市で投票することはできません。

都外に転出した方
投票できません。

都外に転出した方
投票できません。

期日前投票の利用を

期間 2月8日(土)までの午前8時30分～午後8時

会場 市役所分庁舎第1会議室

持ち物 入場整理券(届いていない場合や忘れた場合は、受付に申し出てください。)

※入場整理券は、有権者一人ひとりにはがきで郵送しています。

不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方や、羽村市外に滞在している方などは、病院などの施設や滞在地の選挙管理委員会などで不在者投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っていて一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などで在宅のまま投票することができます。

この制度を利用する際は、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

選挙広報はむらの配布

市役所1階案内・市内各公共施設で配布しています。

※市公式サイトでもご覧いただけます。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 682

まちづくり×若者
→何が出来る？

「ありがたい」羽村を語り合う 若者フォーラムの 実行委員を募集します

「××年後の自分」「○○年後の羽村」について考えたことはありませんか。自分・まち・暮らしはどのように変わっていくのでしょうか。

若者のチカラをまちづくりに生かすイベント(若者フォーラム)の企画・運営を行う実行委員を募集します。

次代を担う若者たち！「ありがたい」羽村を語り合いましょ。

応募資格 まちづくりに関心のある若者(18～39歳で市内に在住・在勤・在学または市内で活動している方)

活動期間 4月～平成27年3月

活動内容

■ 若者フォーラムの企画・運営

■ 若者意識調査の実施 など

開催日時 実行委員会決定

開催回数 月1～2回程度

※羽村市・杏林大学連携事業として、杏林大学学生からも実行委員を募集します。

申込み・問合せ 2月14日(金)までに、「氏名・住所・

電話番号・Eメールアドレス」を電話・ファクスまたはEメールで企画政策課企画政策担当 ☎ 315へ

FAX 554-2921

✉ s101000@city.hamura.tokyo.jp



もう知っていますか？

国民年金保険料の納付は 口座振替・前納がお得です！

国民年金保険料は、まとめて納付（前納）した場合、月ごとの口座振替や現金納付に比べて、年間保険料が安くなります。

平成26年度保険料4月分からは、これまでの1年度分または6か月分の前納に加え、口座振替限定で2年度分の前納が始まります。

口座振替による前納を希望する場合は、下記の期限までに手続きをしてください。

一度手続きを行うと、次回も口座振替による前納が継続します。

口座振替の手続き

「預貯金通帳・通帳登録印鑑・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの」を持参し、年金事務所または金融機関に備付けの口座振替申出書に必要事項を記入して、口座振替を希望する金融機関窓口へ

※現金納付による前納制度もあります。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-3013410 / 市民課高齢医療・年金係 ☎137



■前納による振替日と申込期限

振替日（前納）	申込期限
4月末日（2年度分・1年度分・4～9月分）	2月末日
10月末日（10～翌年3月分）	8月末日

※月末が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日が振替日です。

■口座振替による前納の割引額（平成25年度参考値）

納付日	1か月分		6か月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
翌月末（現金納付含む）	15,040円	—	90,240円	—	180,480円	—
当月末	14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
6か月分前納	—	—	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
1年度分前納	—	—	—	—	176,700円	3,780円

※平成26年度割引額ではありません。

※口座振替（2年度分前納）の割引額は、現金で毎月2年間納付する場合と比べて、2年間で14,000円程度です。（平成25年度保険料額による推計）

意見をお寄せください 意見公募手続

羽村市環境とみどりの 基本計画（案）

環境とみどりの基本計画は、環境基本計画、緑の基本計画、生物多様性に関する計画を統合し、市における環境施策を総合的に推進することを目的として策定するものです。

このたび、羽村市環境審議会、ワーキンググループなどにより、市民・事業者の皆さんから、多様な意見をお聞きし、この計画（案）をまとめました。皆さんの意見を募集します。

募集期間 2月5日（水）～3月6日（水）（午後5時必着）
意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係を有する方

閲覧場所 2月5日（水）から、市役所2階環境保全課・1階市政情報コーナー、図書館

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。
※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

注意事項

■住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

■意見に対する個別の回答はできません。

■受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。

提出先・問合せ 羽村市環境保全課環境保全係 ☎225-2205-18601（所在地記載不要） FAX 554-2921
✉s205000@city.hamura.tokyo.jp